

## フランス経済・財務省および行動・公会計省

### 「新型コロナウイルス COVID-19 による貴社の事業活動 への影響：企業支援措置と役立つ連絡先とは？ (2020 年 5 月 25 日 11 時時点)」 (ジェトロ仮訳)

2020 年 5 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

パリ事務所

【出所】経済・財務省および行動公会計省ポータル Le portail de l'Économie, des Finances, de l'Action et des Comptes publics

→ <https://www.economie.gouv.fr/coronavirus-soutien-entreprises#> に掲載中の [PDF](#)（隨時更新可能性あり、更新日時は 1 ページ目右上を参照）。

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。また、仮訳はジェトロが作成したもので、必ずしもフランス政府の正式な見解を反映するものではありません。仮訳に含まれる情報について、フランス政府はいかなる責任も負いません。

# 目次

1. 社会保険料等の雇用主負担金の支払および納付期限の延期措置（社会保障・家族手当負担金徴収組合：URSSAF、直接税など）とは、どのようなものか（申請方法、窓口）など？ .....	1
2. 事業運営状況が非常に困難な状況にある場合、個々の審査ベースの減税 .....	6
3. 事業運営状況が困難な状況にある小規模企業を対象とした、家賃、水道・光熱費の支払延期 ..	6
4. 国と地域圏による連帯基金支援金（税金控除）を享受するには？ .....	7
5. 企業の新規借入に対する 3,000 億ユーロの政府信用保証 .....	10
6. 銀行とのローン返済繰延の交渉における政府・仏中銀の支援（貸付調停） .....	12
7. 一時帰休の措置を享受するには？ .....	12
8. 企業調停官によるクライアント、サプライヤーとの係争処理支援 .....	13
9. 輸出企業への支援策を享受するにはどうすればいいのか？ .....	14

新型コロナウイルス感染症 COVID-19 の蔓延に直面し、政府は企業向け即時支援措置を実施している。

## 1. 社会保険料等の雇用主負担金の支払および納付期限の延期措置（社会保障・家族手当負担金徴収組合：URSSAF、直接税など）とは、どのようなものか（申請方法、窓口）など？

### URSSAFへの社会保険料支払を延期する

15 日付の支払期限となっている企業は、2020 年 3 月 15 日を期限とする社会保険料の支払の一部または全部を延期することが可能であった。同様に、5 日付の支払期限となっている企業は、2020 年 4 月 5 日、5 月 5 日、また 5 月 15 日を期限とする社会保険料の支払の一部または全部を延期することができる。**困難な状態にある**全ての企業は、4 月、5 月分の社会保険料の支払期限が延長された。

なお、支払日は最大 3 ヶ月間延期され得る：（遅延による）罰則は適用されない。

### 5 月の社会保険料支払延期手続きとは？

#### • 従業員 5,000 人未満の企業

事前の手続は必要ない。5 月 5 日、15 日の社会保険料支払期限の延長は自動的に付与される。

#### • 従業員 5,000 人以上の企業

社会保険料の支払延期は、事前に債務取立ての機関と協議後、申請することで可能となる。政府信用保証融資を受けない企業が優先される。

#### 社会保険記名申告書（Déclaration Sociale Nominative : DSN）の送付

社会保険料の支払延期を希望する企業であっても、DSN を作成しなければならない。支払金額の欄を減額、あるいは 0（ゼロ）と修正し、DSN を作成する。

### 支払延期をした社会保険料の支払方法は？

企業の活動再開に伴い、社会保障機関に払い戻すために、支払延期した社会保険料の支払方法が近日中に規定される予定。詳細については、オンラインでバーチャルアシスタントに質問できる：  
<https://www.impots.gouv.fr/portail/html>

雇用主が、社会保険料全額に対する延期を望まず、被雇用者負担分の拠出金の支払を希望する場合は、雇用主負担分の保険料については通常通り支払繰延が可能。

- 手続き方法は、**社会保障および家族手当保険料徴収連合 (URSSAF)** のウェブサイト ([urssaf.fr](http://urssaf.fr)) から自社アカウントにアクセス
- メッセージ欄 (messagerie) からメール通知する：「新メッセージ：Nouveau message」→「申告手続き：Une formalité déclarative」→「例外的事態の申請：Déclarer une situation exceptionnelle」。URSSAF は 3957 番 (0.12 ヨーロ / 分 + 基本通話料金) で電話でも対応。

URSSAF のサイトには、公的機関および URSSAF のネットワークが実施している（新型コロナウイルスに関する）措置の詳細の Q&A が掲載されている。

老齢補足年金についても、支払の延期または支払遅延の合意が可能である。そのためには、雇用主は、管轄の補足年金機構に連絡する必要がある。

これまで以上に、医療ケアシステム、さらには、社会保障制度や国家機能へニーズが高まる現在の状況において、企業が国庫の連帯の資金調達に継続して貢献できることは大変重要となる。これらサービスを最も必要としている企業がそれを活用できるためにも、企業は責任ある行動をとることが望まれる。

- **自営業者 (travailleurs indépendants) の場合、ただし独立事業主(micro-entrepreneurs)を除く**

月額または四半期ベースで社会保険料を支払っている自営業者も、自動的に支払が延期される。5月5日および20日の自動引落としはない。

さらに、自営業の場合は以下の申請可。

- 前納も含め納付税期限の猶予。追徴金、罰金なし。
- 現時点で収入減を考慮、年次申告を待たずして収入を再予測、納付期日を調整
- 社会保障機関による納付額の一部または全額負担あるいは特別資金援助

**納付期限猶予、収入に応じた納付期日調整、社会保障機関による支援を得るための手続きとは？**

→ **手工芸(artisans)、商業従事者(commerçants)**

- 納付期限猶予、収入予測依頼はウェブサイト secu-indépendants.fr の「マイアカウント : mon compte」から : <https://www.ma.secu-indépendants.fr/authentification/login>
- メールで「あなたの納付金 : Vos cotisations」、理由 : motif「支払困難 : Difficultés de paiement」を選択 : <https://www.secu-indépendants.fr/contact/adresse-telephone/urssaf/>
- 3698 に電話（通常の通話料金、無料サービス）

→ **自由業(professions libérales)**

- ウェブサイト urssaf.fr の「申請手続き : Une formalité déclarative」→「例外的事態の申請 : Déclarer une situation exceptionnelle」
- 3957 番 から URSSAF に電話（通常の通話料金 + 0,12 ヨーロ / 分）、医師および医療補助業務従事者は 0806 804 209 へ（通常の通話料金、無料サービス）

- **独立事業主(micro-entrepreneurs)の場合**

独立事業主も 5 月 31 日の支払を調整できる。

4月30日期限については、実際の売上げ（社会保険料を月額払いの場合 2020 年 3 月、四半期毎の支払の場合、2020 年の第一四半期）を申告しなければならない。2020 年 4 月の売上げの申告は、例外的に 2020 年 5 月 14 日からアクセス可能。支払方法は以下の 3 通りが可能：

- 社会保険料全額納付
- 社会保険料を一部しか納付できない場合、社会保険料の一部を納付
- 支払が不可能な場合、支払わない

詳細については、[autoentrepreneur.urssaf.fr](http://autoentrepreneur.urssaf.fr) のサイトを参照。

社会保険料を一部支払った場合、または支払わなかった場合の調整方法は、後日衛生危機が過ぎた後に明示される。

さらに、独立事業主は社会保障機関による納付額の一部または全額負担あるいは特別資金援助を申請することができます。そのためには、[autoentrepreneur.urssaf.fr](http://autoentrepreneur.urssaf.fr) のサイトから自分のアカウントにアクセス、メッセージ欄 (messagerie) からメール通知する：「新メッセージ：Nouveau message」→「個人事業の管理：Gestion de mon auto-entreprise」→「支払が困難：Je rencontre des difficultés de paiement」。

### 納税期日の延期を経済・財務省公会計総局（DGFIP）の法人税担当課（SIE）に申請する

- 衛生危機のため困難な状況にある企業あるいは企業を担当する公認会計士は、法人税担当課へ税関連の申告書の提出、申告、今後の直接税（法人税の前納、給与税）の納税を罰金なしで、6月30日まで延期を申請することができる。

→延期に関する詳細については、ウェブサイト [impots.gouv.fr](https://www.impots.gouv.fr) の Q&A を参照：

<https://www.impots.gouv.fr/portail/node/13467>

既に3月分を支払済で銀行に対し SEPA（單一ユーロ決済圏）引き落としを拒否できない場合は、引き落としが確実になった時点で法人税課に払い戻しを依頼することができる。この措置は、3月、4月、5月の支払に適用される。

- 自営業者は源泉徴収の割合と前納額をいつでも変更できる。職業収入に対する源泉徴収額の前納についても、月単位であれば3回まで、四半期単位であれば次期四半期への延期が可能。

これら手続きは全てウェブサイト [impots.gouv.fr](https://www.impots.gouv.fr) の個人窓口（espace particulier）中の「私の源泉徴収管理：Gérer mon prélèvement à la source」の項目から可能。毎月22日までに届いた依頼は翌月に反映される。

- 企業不動産負担金（CFE）あるいは固定資産税の月払い契約についてはウェブサイト [impots.gouv.fr](https://www.impots.gouv.fr)、あるいは自動引落しサービスセンター（Centre prélèvement service）へ連絡、中止することができる。納税残額は罰金なしで（後日然るべき期日に）残高より引き落とされる。

手続き簡易化のため、DGFIPはウェブサイト [impots.gouv.fr](https://www.impots.gouv.fr) に法人税担当課へ提出すべき書類の雛形を掲載。

→ 次のウェブサイトから申請書類をダウンロード：<https://www.impots.gouv.fr/portail/node/13465>

納税困難な場合は、法人税担当課へセキュリティ保証済みの法人窓口：espace professionnelからのメール、電話にて遠慮なくアプローチすること。

### 法人税控除、付加価値税控除額の早期還付を得るには？

- 法人税控除額の早期還付

困難な状況にある企業を資金的支援するため、2020年返還予定の法人税控除額を通常よりも早く還付するための体制を整えた。

2020年に還付されるべき法人税控除を一件あるいは複数享受する企業は、場合によっては2019年の業務を対象として法人税の課税があり得るが、控除が可能なものについて財務報告書 (*l'iasse fiscale*) の提出を待たずして直ちに還付を申請することができる。

この措置は2020年還付対象の控除額の全て、競争力・雇用税額控除 (CICE) 、研究開発投資に対する優遇税制措置 ((CIR) 今年払い戻しとなる分) 、特に以下のような特定の困難な状況にある分野に適用される。

- 映画作品製作費に対する税額控除
- 視聴覚作品製作費に対する税額控除
- 海外の映画、視聴覚作品製作費に対する税額控除
- ライブの音楽、バラエティショーの企業のための税額控除
- 録音制作費に対する税額控除
- ビデオゲームのクリエーターのための税額控除

同措置を享受するために、企業はウェブサイト [impots.gouv.fr](http://impots.gouv.fr) の法人窓口から以下の書類をダウンロードすること。

- 税控除額還付請求書(formulaire n° 2573)
- 税控除証明書(déclaration n° 2069-RCI。または未提出の場合、特殊証明書 : déclaration spécifique)
- 財務報告がない場合は、納税が必要なものについては徴収し、かつ2020年の還付額を明確化するための法人税明細(formulaire n° 2572)

法人税担当課(SIE)は、企業からの還付請求について、数日以内に早期対応すべく尽力する。

#### ・ 付加価値税控除額の還付

付加価値税控除額の還付を受けるためには、法人窓口 (espace professionnel) より直接あるいは電子申請を認可された公認会計士を介して、電子申請を行う必要がある。

新型コロナウイルス危機に鑑み、DGFiPは迅速に付加価値税控除額の還付申請を処理する。

### 財政的困難への対応 : 財政担当部門長委員会 (CCSF)

CCSF は財政的困難に遭遇している企業に対して、秘密厳守の上、税・社会保障の負債 *dette fiscales et sociales* (雇用者分) の納付期限を猶予する。

#### 誰がCCSFへの申立てをするか？

- ・ 債務者自身、つまり商業從事者、手工芸者、農業從事者、自営業の個人、私法上の法人（企業、協会）
- ・ または臨時代理人

#### 申立て受理条件

- ・ 社会保障申告、社会保険料・給与拠出金の納付、源泉徴収が現時点まで適切に行われていること
- ・ 不正労働で有罪になったことがないこと

## 負債の内容と額

- ・ 対象となる負債とは、特に税（impôts, taxes）、基本的強制加入機関への社会保障掛け金、ただし従業員負担分と源泉徴収分は除く
- ・ 最低もしくは最高金額の設定なし

## どのCCSFに申立てができるか

- ・ 企業の本社あるいは（企業の）主要施設が所在する県のCCSF
- ・ 申立ては書簡にてCCSF常設事務局へ郵送（県、または地域圏レベルの公共財政局の担当部署、または法人税担当課に連絡、案内してもらう）

## 申立て書類の内容は

- ・ 手続きを容易にするために、（衛生）危機により影響を受けた企業のみにCCSFの申立てのための簡易書類が以下のウェブサイト上からダウンロードできる。  
[https://www.impots.gouv.fr/portail/files/media/1\\_metier/2\\_professionnel/EV/4\\_difficultes/44\\_0\\_situation\\_difficile/dossier\\_de\\_saisine\\_ccsf\\_-\\_demande\\_de\\_delai\\_de\\_paiement.pdf](https://www.impots.gouv.fr/portail/files/media/1_metier/2_professionnel/EV/4_difficultes/44_0_situation_difficile/dossier_de_saisine_ccsf_-_demande_de_delai_de_paiement.pdf)
- ・ 企業は、上記の簡易書類に書き込み、印刷、リストされている提出しなければならない裏付けとなる書類および税、社会保障費の借入金の状況を添付する。

公的財政総局（DGFIP）のウェブサイト参照：

<https://www.impots.gouv.fr/portail/professionnel/ccsf-et-codefici>

## 財政支援策を享受する大企業の責務

税・社会保障費税納付の期日延期、政府信用保証融資を申請、CCSFに申立てする大企業は：

- ・ 2020年はフランス内外株主への配当なし
- ・ 2020年は自社株買いなし

上記責務は3月27日より適用される。

詳細は以下サイト：

<https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/covid-faq-termes-references-dividendes.pdf>

## 2. 事業運営状況が非常に困難な状況にある場合、個々の審査ベースの減税

### 直接税の減免措置を受けるためには？

衛生危機およびその結果の影響で支払に困難が生じた場合、国税会計官に滞納分の税金の分割支払、もしくは支払期限を延期するための支払計画を願い出ることができる。

分割もしくは支払期限を延期しても納付ができない場合、最も困難な状況にある企業については、直接税（例えば法人税、国土経済拠出金：CET）の軽減を願い出ることができる。軽減措置を受けるにあたり、企業の経営困難状態に鑑みて、個別審査が行われる。

軽減措置依頼用紙は次からダウンロード：<https://www.impots.gouv.fr/portail/node/13465>

## 3. 事業運営状況が困難な状況にある小規模企業を対象とした、家賃、水道・光熱

### 費の支払延期

#### どう家賃、水道代、ガス代、電気代の支払延期を享受するか？

大統領は2020年3月16日の演説にて、経営状態が苦しい零細企業（plus petites entreprises）の家賃、水道代、ガス代、電気代の支払の延期を発表した。

#### それらをどう享受するか？

政府および地域圏による連帯基金からの支援金を受ける権利を有する零細企業（以下参照）は、家賃、水道代、ガス代、電気代の支払を延期することができる。

- ・ 水道代、ガス代、電気代の請求書について、上記の請求書の支払が難しい企業は、水、ガス、電気の提供企業に即刻メールもしくは電話にて協議による支払延期を申し出ることができる。
- ・ 商業施設の賃貸料について、2020年3月20日に主要な賃貸人連合は、会員の賃貸人に対して、4月支払期限の賃貸料、および省令（アレテ）により営業を停止した日以降の期間についての賃貸料を中断するように呼びかけた。

具体的には

- ・ 営業を停止したセクターに属する零細企業（TPE）および中小企業（PME）に対して：
  - 賃貸料と管理費の支払請求は四半期ではなく月毎に行う。
  - 2020年4月1日以降および省令（アレテ）により営業を停止した日以降の期間の賃貸料と管理費の取り立ては中断。活動が再開された際の賃貸料および管理費の支払は、延滞による罰金および利子を課せられることなしに、当該企業の経営状況に合わせた延期または分割支払が可能。

省令（アレテ）により営業を停止した零細企業および中小企業については、上記の措置は自動的に、また個々の状況に関わらず適用される。

- ・ 営業停止にはなってないが新型コロナ危機により経済活動が著しく低下した企業については、その経営状況に応じて、ケースバイケースで状況を審査する。

#### 4. 国と地域圏による連帯基金支援金（税金控除）を享受するには？

##### 連帯基金とは？

これは、国と地域圏が設定する零細企業の倒産（活動停止）を防ぐための基金である。支援対象は、新型コロナウィルス危機により特に経済的に打撃を受けた 10 人以下の従業員を有する零細企業（TPE : très petites entreprises）や独立事業主（micro-entrepreneurs）、自営業（indépendants）、自由業（professions libérales）で、年間売上高が 100 万ユーロ未満、年間課税対象利益が 6 万ユーロ未満の企業。[2020 年 3 月 23 日付政令（デクレ）第 8 条](#)により、たとえテイクアウトやデリバリー、ルームサービスなどオーダーピックアップ業務は継続していたとしても、（接客業など）大衆の受け入れ禁止を余儀なくされた企業、または、3 月分支援金について 2020 年 3 月の売上が前年同月比で少なくとも 50% 減であった企業が対象となる。4 月分と 5 月分の支援金受給については、2020 年 4 月と 5 月の売上が前年同月比で少なくとも 50% 減、または企業の意向により、前年の月単位平均売上比を基準として申請できる。

農業共同経営集団（GAEC）に所属する農業従事者、著作権を有する芸術分野従事者、更生または救済手続き中の企業についても、3 月、4 月、5 月の売上減に関して連帯基金支援金の対象とする。

同基金は 2 つに分かれしており：

まず第 1 次支援として、1,500 ユーロを上限とし、3 月、4 月、5 月の前年度比売上減として申請された額を支援。なお、4 月と 5 月の売上減に対する支援金については、（議決権または株式）過半数を有する経営者が年金または（一時帰休などの）手当を受給している企業に対する支給条件が緩和されているため、年金・手当の金額は支援金から差し引かれる。（ジェトロ注：3 月は 800 ユーロ以上の手当を受給していた経営者は対象外）

売上減の計算基準は下記の表を参照。

2020 年 3 月分の支援金について：

2019 年 3 月 1 日以前に起業	2019 年 3 月の売上高
2019 年 3 月 1 日以降に起業	会社設立時から 2020 年 2 月 29 日迄の月単位平均売上高
2019 年 3 月に、経営者が病欠、労働災害による欠勤、産休の対象であった場合	2019 年 4 月 1 日から 2020 年 2 月 29 日迄の月単位平均売上高

2020 年 4 月分の支援金について：

2019 年 4 月 1 日以前に起業	2019 年 4 月の売上高、または、2019 年度の月単位平均売上高
2019 年 4 月 1 日以降に起業	会社設立時から 2020 年 2 月 29 日迄の月単位平均売上高
2020 年 2 月 1 日以降に起業	2020 年 2 月の起業から一月分の売上高

2020 年 5 月分の支援金について：

2019 年 5 月 1 日以前に起業	2019 年 5 月の売上高、または、2019 年度の月単位平均売上高
2019 年 5 月 1 日以降に起業	会社設立時から 2020 年 2 月 29 日迄の月単位平均売上高
2020 年 2 月 1 日以降に起業	2020 年 2 月の起業から一月分の売上高

第2次支援では、第1次支援を受けた企業が、次の全ての条件を満たす場合、2,000～5,000ユーロの追加支援を受けることができる：

- ・ 30日以内に支払すべき負債や2020年3月、4月、5月分の商業・職業関連物件賃料など固定費の支払が流動資産より不可能である場合
- ・ 取引銀行から会社相応の資金貸付依頼を拒否された場合
- ・ 従業員を最低1名雇用している、または、直近年度の売上高が8,000ユーロ以上ある企業で2020年3月1日から5月11日の期間に大衆の受入れ禁止を余儀なくされた場合

なお、同第2次支援措置は、地域圏の管轄となる。

### 連帯基金は誰が資金源か？

同基金には政府、地域圏、海外県の自治体が出資。その他の自治体からの資金参加や民間からの寄付も得る。保険会社は既に基金への4億ユーロの拠出金を発表した。

### 連帯基金の対象者は誰か？

同基金の対象は、商業従事者(commerçants)、手工芸者(artisans)、自由業(professions libérales)、他の経済関連企業(agents économiques)で、形態（会社、個人起業者、協会…）や適用される税・社会保障（独立事業主 micro-entrepreneurs を含み）制度に関わらず以下の条件を満たすもの：

- ・ 従業員数が10人以下
- ・ 直近決算時の売上が100万ユーロ未満
- ・ 課税利益が6万ユーロ未満

業務開始が2020年2月1日以前であり（4、5月分支援金については3月1日）、2020年3月1日時点で倒産手続き中ではないこと。農業協同経営集団(GAEC)に所属する農業従事者、著作権を有する芸術分野従事者、更生または救済手続き中の企業についても連帯基金の対象となる。対象とならないのは：

- ・ 2020年3月1日時点で株式の過半数を保有する経営者がフルタイムの労働契約を有する企業
- ・ 2020年3月の損失に対し、株式の過半数を保有する経営者が2020年3月分として800ユーロを超える年金手当あるいは社会保障手当を受け取った企業
- ・ 2020年4月および5月の損失に対し、株式の過半数を保有する経営者が2020年4月あるいは5月分として1,500ユーロを超える年金手当あるいは社会保障手当を受け取った企業

### 支援金をどう得るか？

#### 第1次支援金：

2020年3月31日以降、3月分の基金支援の対象となる全ての企業はウェブサイト [impots.gouv.fr](http://impots.gouv.fr) から、企業、事業所の識別番号(SIREN、SIRET)、銀行口座明細(RIB)、2020年3月および前年同月の売上高、自己証明書(déclaration sur l'honneur)を添えて申請。支援額は申請内容をもとに自動的に計算される。

**2020年5月1日以降、2020年4月の売上が前年同月比あるいは、企業が希望する場合、前年の月平均売上比で50%以上減少した基金対象企業は、同様にウェブサイト [impots.gouv.fr](https://impots.gouv.fr) から申請、最高1,500ユーロ（非課税）の受給が可能。**

**2020年6月2日以降、2020年5月の売上が前年同月比あるいは、企業が希望する場合、前年の月平均売上比で50%以上減少した基金対象の企業は、同じくウェブサイト [impots.gouv.fr](https://impots.gouv.fr) から申請可能。**

公的財政総局(DGFiP)が一次審査を行い、迅速に支援金を支給する。同総局によって二次審査が支給後に実施されることもある。

### **第2次支援金：**

**2020年4月15日以降、企業は事業を展開する地域圏のプラットフォームより、審査用として、簡単な状況説明、この先30日の財務計画、妥当な額にも関わらず資金の貸付依頼を拒否された取引銀行名、貸付依頼額、銀行の担当者名を提出。**

直近決算時の売上が8,000ユーロ以上の企業で、2020年3月1日から2020年5月11日の間に大衆の受入れを禁止された従業員のいない企業は、第2次支援金枠で2020年5月18日より事業を展開する地域圏のプラットフォームより申請が可能。支援金は公的財政総局(DGFiP)より支給される。

### **申請する全ての企業に自動的に1,500ユーロが支給されるのか？**

企業が第1次支援金枠で支給される支援金の受給条件を全て満たす場合は、売上損失をカバーする最高1,500ユーロ（非課税）の支援金が自動的に支給される。支援金額は申告された2020年3、4、5月の売上損失に相当する額で1,500ユーロを最高額とし、2020年4月からは受給済あるいは受給予定の年金および社会保障手当を引いた額となる。

### **なぜ1,500ユーロを最高額とするのか？**

同基金は（コロナウイルス感染症危機の）影響を受けた期間中の固定費をカバーすべく、なるべく多くの企業や商店を支援できるよう設定されている。ちなみに政府による支援は同基金に限られたものではなく、従業員の一時帰休手当、社会保険料や納税期限の延期、政府信用保証融資など多くの措置が導入されている。

### **なぜ第2次支援金の対象は少なくとも従業員1人を有する企業に限られるのか？**

地域圏が書類審査をする第2次支援金は政府が展開する様々な措置にも関わらず、主に固定費による理由で、倒産の危機を抱える零細企業のための《倒産防止》策である。しかしながら、2020年5月11日まで大衆の受入れを禁止されたセクターに属する企業を支援するため、基金の支援金対象は従業員を持たず、直近決算時の売上が8,000ユーロ以上の同セクターの企業にも拡大された。

### **連帯基金支援金は5月も支給されるか？**

5月も新たに支給する。ただし、地域圏が審査する最高5,000ユーロの支援申請は1回限り可能。

**連帯基金援助を得るための手続き方法は下記参照**

[https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/DP-Fonds\\_de\\_solidarite.pdf](https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/DP-Fonds_de_solidarite.pdf)

## 5. 企業の新規借入に対する 3,000 億ユーロの政府信用保証

### 政府信用保証による融資を受けるには？

#### 政府信用保証

政府は、法人向けの銀行融資に総額 3,000 億ユーロの政府信用保証を付与する特別措置を導入。

企業は 2020 年 12 月 31 日までに、その企業規模、形態に関わらず（例えば企業、商人、手工業者、農業従事者、自由業、独立事業主、経済活動を行う協会および財団など）、取引先銀行に資金繰りのために政府信用保証を依頼することができる。

経済・財務省の 2020 年 5 月 6 日付省令（アレテ）により、同措置の対象が拡大された。今後は、一部の不動産会社(sociétés civiles immobilières)、2020 年 1 月 1 日以降困難な状況にある企業、《若いイノベーティブな企業》も対象となる。また、政府信用保証の対象は、クラウドファンディングや参加型融資プラットフォームを通して得られた融資にも拡大される。

融資額は 2019 年の売上の 3 ヶ月分を上限、イノベーション企業もしくは 2019 年 1 月 1 日以降に設立された（スタートアップ）企業については過去 2 年間に支払った給与総額を上限とする予定。融資後 1 年間は、返済は求められない。企業は融資の返済期間を、5 年を限度に選択することができる。

銀行は融資依頼を審査し、迅速に回答する義務を負う。また、企業、および商人などの流動資産の負担を即刻軽減するために、マージンなしで政府信用保証融資を多くの企業に対して行う。

しかしながら、特に大企業など納入業者に対する支払期限を遵守していない全ての企業は、取引先銀行に政府信用保証を利用しての融資を受けることはできない。

この他、フランスの銀行は企業への貸付金の返済期限を 6 ヶ月まで無料で延期することを確約した。

#### 政府信用保証を受けるには？

- フランス国内における従業員 5,000 人未満の企業で、かつ売上が 15 億ユーロ未満の企業：

##### 1. 取引先銀行に融資を依頼する

複数の融資を一つにまとめることが可能。融資額は売上高の 25%未満、またはイノベーション企業もしくはスタートアップ企業 (entreprises en création) については、過去 2 年間に支払った給与総額を上限とする。

##### 2. 経営状況（特に融資可能な基準）を確認後に銀行は融資に対する暫定合意を与える。

##### 3. 融資対象企業はプラットフォーム [attestation-pge.bpifrance.fr](http://attestation-pge.bpifrance.fr) から、統一認識名（identifiant unique）を入手し銀行に報告する。

その際に SIREN 番号（企業、事業所の識別番号）、融資金額、銀行支店名も合わせて提出する。同措置が稼働してから最初の 1 ヶ月は一つの統一番号のみを得ることができる。同作業は銀行からの融資暫定合意を得てから行う。

##### 4. フランス公共投資銀行（Bpifrance）による統一番号の確認後に銀行は正式に融資をする。

問題が生じた場合、もしくは拒否された場合、企業は下記の Bpifrance に直接コンタクトすることができる：  
[supportentrepriseattestation-pge@bpifrance.fr](mailto:supportentrepriseattestation-pge@bpifrance.fr).

- ・ 従業員 5,000 人以上、もしくはフランス国内の売上高が 15 億ユーロ以上の企業
  1. 取引銀行に融資依頼を行い、暫定合意を得る。
  2. 企業は融資申請を下記のサイトで行う。  
[garantie.etat.grandesentreprises@bpifrance.fr](mailto:garantie.etat.grandesentreprises@bpifrance.fr)
  3. 申請を受け取り次第、Bpifrance Financement の協力のもとに、経済財務省国庫総局が書類審査する。
  4. 政府信用保証は経済・財務大臣が出す省令（アレテ）により個別に与えられる。
  5. 銀行は企業に融資をすることができる。

**政府信用保証を得るための手続きについては下記を参照**  
<https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/dp-covid-pret-garanti.pdf>

Bpifrance により導入された中小企業（PME）および中堅企業（ETI）に対して、12～18 ヶ月の貸越し、または 3～6 年間の融資に対して 3 月 16 日以降は支払期限の 6 ヶ月の延期を保証するという措置はそのまま有効である。

Bpifrance の上記措置を受けるためには

- ・ オンラインで下記の用紙に要記入  
[https://mon.bpifrance.fr/authentication/?TAM\\_OP=login&ERROR\\_CODE=0x00000000&URL=%2Fmon-espace%2F#/formulaire/soutienauxentreprises](https://mon.bpifrance.fr/authentication/?TAM_OP=login&ERROR_CODE=0x00000000&URL=%2Fmon-espace%2F#/formulaire/soutienauxentreprises)
- ・ もしくは Bpifrance「新型コロナウイルス」フリーダイヤル 0969 370 240 に電話する。

より詳細については、Bpifrance の関連ウェブサイト参照：

<https://www.bpifrance.fr/A-la-une/Actualites/Coronavirus-Bpifrance-active-des-mesures-exceptionnelles-de-soutien-aux-entreprises-49113>

## 財政支援策を享受する大企業の責務

税・社会保障費税納付の期日延期あるいは政府信用保証融資を申請する大企業は：

- ・ 2020年はフランス内外株主への配当なし
- ・ 2020年は自社株買いなし

上記責務は3月27日より適用される。

詳細は以下サイト：

<https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/covid-faq-termes-references-dividendes.pdf>

## 6. 銀行とのローン返済繰延の交渉における政府・仏中銀の支援（貸付調停）

銀行からの借入金の分割返済期限の交渉において、貸付調停サービスを受けるには？

### どのような仕組みか？

貸付調停制度とは一つのもしくは複数の金融機関（銀行、リース会社、ファクタリング会社、信用保険など）との問題を抱える全ての企業を支援するための公的制度。

フランス本土においてはフランス銀行のダイレクター、海外県・海外領土においては海外発券局のダイレクター、計105人の調停官により構成される。

### どう利用するか？

下記のウェブサイトにて調停内容を入力することができる：

<https://mediateur-credit.banque-france.fr/>

48時間後に調停官から連絡があり、申請受理の可否を確認、問題解決に向けての行動計画を一緒に決定する。調停官は関係銀行と話し合う。

調停官は問題点を特定し、解決することを目的に関係金融機関を招集することができる。また、利害関係者に対して解決策を提案することもできる。

## 7. 一時帰休の措置を享受するには？

企業はどの場合に一時帰休措置を享受できるのか？

下記のいずれかに該当する企業は、1人または複数の就業ができない従業員の一時帰休補填金を申請することができます。

- ・ 省令（アレテ）により事業所閉鎖が強いられた場合
- ・ 業務量の低下、材料調達が困難な状況に陥っている場合
- ・ 全従業員の安全確保に必要な措置（テレワーク、感染防止行動規範：gestes barrièresなど）を取  
ることができない場合

### どのような仕組みか？

企業は、従業員数に関わらず1時間あたり8.03ユーロを下限として、従業員の額面給与の70%（ネットの約84%）の手当を支払う。最低賃金（SMIC）の従業員は100%支払われる。

企業は、最低賃金（SMIC）の4.5倍、額面給与6,927ユーロまで国から補填される。

対象となる従業員は？

勤続年数、雇用契約の形態（有期雇用契約 CDD、見習契約、無期雇用契約 CDI など）、労働時間（パートタイム、フルタイム）に関する適用条件はない。

一時帰休は、定額賃金制（年間定日数もしくは年間定時間）の従業員であっても、事業所で通常行われている定時が短縮された場合、もしくは事業所の閉所の場合は適用されるようになった。

社会保障の一般制度に属する私企業の従業員、農業従事者、社会保障の特別制度に属する従業員で、子供を自宅でみることを余儀なくされる親、または脆弱な人でテレワークが不可能な場合の特別就労停止措置が 5 月 1 日から変更された。上記の特別就労停止措置下にある従業員を雇用する企業は、職業活動が依然として不可能な場合は、該当する従業員を一時帰休措置に変更しなければならない。

## 一時帰休の申請方法は？

労働省のサイト内の一時帰休ページから直接オンラインで申請する。各従業員の週実働時間（または有給休暇、新型コロナウイルスに起因する病欠など実働とみなす時間）および週失業時間を申請時に入力する。一時帰休補填金はサービス・支払局（ASP）から企業に対して平均 12 日以内に支払われる。

企業は従業員を一時帰休下に置いてからオンライン申請まで遡及措置を含め 30 日間の猶予が与えられる。

子供を自宅でみることを余儀なくされた親や新型コロナウイルス感染予防のために特別就労停止措置下にある従業員を一時帰休に移行しなければならない場合、5 月 1 日から 30 日以内に事前申請を労働省のサイトを通じて行う。6 月初めから企業に対する補填金申請を行うことができる。申請方法については労働省の関連サイトを参照のこと。

申請時にアシストを必要とする場合は、フランス本土および海外県の企業は電話アシスタンス 0800 705 800（無料）に電話することができる。テクニカル面についての質問はテクニカルサポートまでメールで連絡：[contact-ap@asp-public.fr](mailto:contact-ap@asp-public.fr)

労働省は一時帰休、および一時帰休の変遷の詳細、Q&A をはじめとする特別措置に関する資料を定期的に作成、更新している。

**労働省のサイトを確認** <https://travail-emploi.gouv.fr/chomage-partiel-activite-partuelle>

企業は、詳細について競争・消費・労働・雇用局（DIRECCTE）に問い合わせることもできる。

## 8. 企業調停官によるクライアント、サプライヤーとの係争処理支援

### 企業間で係争がある場合、調停官を利用するには？

#### どのような仕組みか？

調停官は調停のサービスを無料かつ迅速に提供する。調停官は 7 日以内に提訴者に連絡、行動計画を定め守秘義務を決める。係争の秘密、および企業の名誉は守られる。

解約の意思の表示のない限り自動的に更新される契約、公共調達を含め、私法上の契約の履行に関する係争（例：支払の遅延、仕様を守っていないサービス・商品など）は全て調停官の申立の対象になる。

## どう利用するのか？

オンラインで企業の調停官に申し立てることができる：<https://www.mieist.bercy.gouv.fr/>.

申立ての前に、以下の書式に記入、送付することで、守秘義務を遵守の上、質問、アドバイスを受けることができる：

<https://www.economie.gouv.fr/mediateur-des-entreprises/contactez-mediateur-des-entreprises>

経済・財務省および行動・公会計省のポータルサイト [economie.gouv.fr](http://economie.gouv.fr) に全ての情報が掲載されている：

<https://www.economie.gouv.fr/mediateur-des-entreprises/la-mediation>

## 9. 輸出企業への支援策を享受するにはどうすればいいのか？

同緊急策は、フランスの輸出企業が直面する危機に早急に対応できるよう支援するためのものである。特に、国内の産業部門に不可欠な原動力である中小・中堅企業に対し資金繰りの安定化を図る。これは、フランス企業を支援するために政府が講じた緊急措置を補完するものである。

輸出企業支援は4つの例外的措置が柱となる。

1. 輸出企業の資金繰りの安定を図るため、フランス公共投資銀行（Bpifrance）を通じた政府信用保証の付与により輸出再保険、輸出前貸し保証を強化する。全ての中小・中堅企業向けの輸出に係る政府信用保証の範囲を90%に引き上げる。保証の期間を6ヶ月間に延長する。
2. 市場開拓に係る保証期間の延長により、実行中の市場開拓保証の期間を1年延長する。
3. 公的再保険制度 Cap Francexport の拡大により、短期輸出保険枠の上限を20億ユーロに増額する。同制度は全世界向けをカバーする。
4. フランス貿易投資庁（ビジネスフランス）、商工会議所、フランス公共投資銀行（Bpifrance）で構成する「チーム・フランス・エクスポート」のオペレーターによるサポートと情報提供が強化される。地域圏や貿易アドバイザーのネットワークと関係を維持しつつ、民間のサポート実施者を補完する。企業が関心を持つ各地域の市場開拓のための特徴的な情報を収集する。また、ビジネスフランスは、外国への渡航が不可能な状況に対処するための解決策を提案するサービスも実施する。

さらに、輸出に対する金融支援ツールは、「チーム・フランス・エクスポート」の活動と同様、企業が海外市場を維持または迅速に回復するための支援として完全に利用可能であり、新型コロナウイルス危機終了後の企業の躍進を支援するために積極的に使用される。

- 海外市場開拓保険：新たな市場開拓の機会を調査する中小・中堅企業を支援する保険
- FASEP（民間セクターへの調査・援助基金）：インフラおよび革新的技術の実証者のプロジェクトの事前調査に対する助成金
- フランス公共投資銀行（Bpifrance）が運営する輸出信用保険

- 新興国や発展途上国との国家間プロジェクトに対する政府借款。特に、新型コロナウイルスの打撃を受けた国の衛生需要に応えるために、当該分野のプロジェクトにおける調達企業をフランス企業に限定する。

詳細については、以下のプレスキット、Q&A をご参照：

- プレスキット

[https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/DP\\_Plan\\_de\\_soutien\\_aux\\_entreprises\\_francaises\\_exportatrices.pdf](https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/DP_Plan_de_soutien_aux_entreprises_francaises_exportatrices.pdf)

- Q&A

<https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/FAQ-CAP.pdf>

**手続きにおいて支援を必要とする場合は、フランス本土と海外県・海外領土において、管轄の商工会議所（CCI）、職業・手工業会議所（CMA）、各地域圏の窓口に連絡することができる。**

上記会議所等は、企業概要に適した実施措置について情報提供する最初の担当者となり、サービスを受けるために必要な行政手続きを必要に応じて支援する。

CCI と CMA は、複雑な申請を行う企業、もしくは経営状況がより細やかなフォローが必要な企業については、競争・消費・労働・雇用局（DIRECCTE）、海外県・海外領土については DIECCTE（DIRECCTE の海外県・海外領土版）、フランス公共投資銀行（Bpifrance）、経済・財務省公会計総局（DGFiP）、社会保障・家族手当保険料徴収連合（URSSAF）にコンタクトするようにいうこともある。

### 商工会議所（CCI）の連絡先

<https://www.cci.fr/coronavirus-entreprise#carteCCI>

### 職業・手工業会議所（CMA）の連絡先

<http://covidcma.artisanat.fr/#/>

### 地域圏（ジェトロ注）の連絡先

[https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/Contacts\\_regionaux\\_Coronavirus.pdf](https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/Contacts_regionaux_Coronavirus.pdf)

（注）地域圏（région）：フランスの地方行政 4 段階（大きい順に、地域圏、県、市町村広域連合体、市町村）のうち最も広域な単位。2015 年の改革で、その数は海外領土を含めて 22 から 13 へ削減された。「州」と訳す場合もある。直接選挙（多数決と比例代表制の組み合わせ）で選出される議員から成る地域圏議会が主要な地域政策の方向性を決定する。地域圏議会議員が選出する地域圏議会議長は、地域政策の優先順位を設定するとともに、地域の予算を管轄する。議長には大臣経験者など政界の重鎮が就任する場合がある。

農業従事者はまず地元の地方農業会議所へ連絡のこと: <https://chambres-agriculture.fr/exploitation-agricole/gerer-son-entrepriseagricole/coronavirus/les-contacts-locaux-covid-19/>

より詳細については、以下にご参照：

- 企業支援に関する Q&A：  
[https://www.economie.gouv.fr/files/files/2020/coronavirus\\_faq\\_entreprises.pdf](https://www.economie.gouv.fr/files/files/2020/coronavirus_faq_entreprises.pdf)
- （個人事業主を含む）自由業者の困難に対する政府の回答  
<https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/covid-independants.pdf>
- 政府信用保証融資利用の手続き  
<https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/dp-covid-pret-garanti.pdf>
- 政府信用保証融資利用の Q&A  
<https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/faq-pret-garanti.pdf>
- 連帯基金利用の手続き  
[https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/DP-Fonds\\_de\\_solidarite.pdf](https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/DP-Fonds_de_solidarite.pdf)

本レポートに関するお問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

パリ事務所

Email: info-prs@jetro.go.jp